

地球化学研究協会 三宅賞規定
(Miyake Prize)

三宅泰雄教授退官記念事業会（1972）によって設定された「地球化学研究協会三宅賞」（以下本賞または三宅賞という）を本規定により 1973 年より実施する。

第 1 条 本賞は地球化学の研究に顕著な業績を収めた科学者に贈呈する。

第 2 条 本賞は賞状とし、副賞として賞牌および賞金（30 万円）をそえる。

第 3 条 本賞の贈呈は、原則として 1 年 1 件とする。

第 4 条 受賞候補者の選考および決定は次ぎによる。

1. 候補者選考のため、「三宅賞選考委員会」（以下選考委員会という）を設ける。
2. 選考委員会は、常任理事会の選任する 10 名ないし 20 名以内の委員で構成される。
3. 選考委員会には委員長をおく。委員長は委員の互選により、これを定める。
4. 委員長および委員の任期は 3 年とする。再任を妨げない。
5. 選考委員会は、本委員会の委員および本会の役員、顧問、賛助会員および関連学会から推薦された候補者について審議し、最終候補者 1 名を選考して、常任理事会へ推薦する。
6. 常任理事会は選考委員会によって推薦された最終候補者への授賞を決定する。
7. 三宅賞の贈呈は毎年 1 回開催される三宅賞贈呈式にて行う。